

第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る
高齢者実態調査等の調査・分析業務仕様書

1 委託事業名

第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る高齢者実態調査等の調査・分析業務

2 業務目的

第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）の策定にあたり、本市の高齢者のニーズや意識、行動等の実態の把握や介護サービス事業所におけるサービスの提供状況、介護職員等の人材確保等の状況を把握するための調査を実施し、データの整理及び課題分析を行い、本市に必要なサービス量の見込みや地域資源等の検討及び施策への反映など、「第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定に向けた基礎資料とすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託内容

(1) 高齢者等の実態調査（詳細は、別紙「業務内容及び費用負担表」を参照）

| 調査名 | 調査対象 | 抽出数等 | 調査方法 |
|--|---|---------------------------------|------------------------|
| ア 介護予防・日常生活圏 ニーズ調査 | 65歳以上の高齢者のうち 要介護1～5以外の者 | 約3,200人 標本調査 回収率 50%以上 | 郵送調査 |
| イ 在宅介護実態調査 | 在宅で生活をしている要支 援・要介護認定を受けてい る人のうち該当年度に更新 申請・区分変更申請に伴う 認定調査を受けた人 | 約600人 標本調査 | 認定調査員に よる聞き取り 調査 |
| ウ 介護サービス事業所 調査 (介護人材確保、医療 との連携など) | 訪問系サービス事業所、通所 系サービス事業所、短期系サ ービス事業所及び施設・居住 系サービス事業所 | 約1,270件 悉皆調査 | 郵送調査 |
| エ 居所変更実態調査 | 施設・居住系サービス事業所 住宅型有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住 宅、軽費老人ホーム | 約170件 悉皆調査 | 郵送調査 |

(2) 作業内容

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本に、本市の実情に応じた設問等を加えて調査を実施する。調査票の作成、発送及び回収については、本市が実施するため、受託者は次の事項について実施する。

(7) 調査票の作成支援

・調査票の設問項目は、国の示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本に、本市の実情に応じた設問等を検討し、本市が調査票を作成することとするが、設問項目の検討において支援すること。

(4) 調査票の整理及びデータ入力

- ・本市が回収した調査票を市役所で受け取り、調査結果のデータ入力を行うこと。
- ・本市からの指示により、随時、入力済みデータの検証に応じること。
- ・修正・再入力が必要となった場合は、受託者の責任において速やかに対応すること。
- ・回収した調査票は、データ入力後、整理し本市に返却すること。

(4) 集計・分析

- ・調査結果は、市全域とともに、日常生活圏域（4圏域）ごとの分析が行えるよう留意すること。
- ・市全域及び圏域別の課題や特徴が明らかになるよう、性別、年代別や関連する設問項目間などにおいて効果的な集計（単純集計、クロス集計など）を行い、分析すること。
- ・自由意見欄は、意見ごとに分類すること。
- ・過去の調査データとの経年変化分析を行うこと。
- ・集計・分析については、本市と協議の上、分析方法及びまとめの方向性について決定する。

イ 在宅介護実態調査

在宅介護実態調査は、平成28年9月に国から示された「在宅介護実態時調査」を基に、本市認定調査員が聞き取りにより実施する。また、調査結果のデータ入力についても、本市が実施するため、受託者は次の事項について実施する。

(7) 集計・分析

- ・本市が提供する「在宅介護実態調査の結果」と「介護認定データ」を関連づけ加工したデータについて、ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の(4) 集計・分析と同様に集計・分析を行う。

ウ 介護サービス事業所調査

エ 居所変更実態調査

本市独自調査として、介護サービス事業所における現状を把握、介護人材確保及び介護と医療の連携等に関する調査（ウ 介護サービス事業所調査）、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能を検討する調査（エ 居所変更実態調査）を実施する。調査票の作成、発送及び回収については、本市が実施するため、受託者は次の事項について実施する。

(7) 調査票の作成支援

- ・調査票の設問項目は、本市で検討し、調査票を作成することとするが、設問項目の

検討において支援すること。

(イ) 調査票の整理及びデータ入力

- ・本市が回収した調査票を受け取り、調査結果のデータ入力を行うこと。
- ・本市からの指示により、随時、入力済みデータの検証に応じること。
- ・修正・再入力が必要となった場合は、受託者の責任において速やかに対応すること。
- ・回収した調査票は、データ入力後、整理のうえ本市に返却すること。

(ウ) 集計・分析

- ・効果的な集計(単純集計、クロス集計など)を行い、分析すること。
- ・自由意見欄は、意見ごとに分類すること。
- ・集計・分析については、本市と協議の上、分析方法及びまとめの方向性について決定する。

オ 報告書及び概要版の作成

・報告書の作成にあたっては、上記4種類の高齢者等の実態調査の実施結果について、次の①から④までの事項について記載するとともに、分析結果の特徴が分かるようグラフ等を用いて表示し、説明文を記載すること。

- ① 調査概要、各調査の集計結果、調査結果データ分析
 - ② 過去の調査データと経年変化分析の結果
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査)
 - ③ 本市の地域包括ケアシステムにおける現状と課題等を整理し、調査結果から考えられる今後の方向性等の提案
 - ④ 第9期計画策定に向けた重点的に取り組む課題項目の洗い出し
- ・策定委員会等の報告に利用する概要版の作成すること。
 - ・その他必要な事項については、本市と協議の上作成すること。

5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・報告書及び概要版 電子データのみ
報告書は表紙も含み100頁程度、概要版は8頁程度
- ・電子データ (CD-ROM) 一式
(報告書及び概要版の原稿、調査項目ごとの集計結果データ等)
- ・電子データは、Microsoft Word、PDF 及び Microsoft Excel に作成すること

6 その他

(1) 業務体制の確保

本業務の履行にあたり、過去に同種の計画策定業務経験があるなど、介護保険制度や高齢者福祉に精通した者を業務責任者とし、契約締結時に業務責任者について通知すること。

(2) 行政資料の貸与

本業務の履行にあたり、必要となる資料で、本市が提供可能な資料については、貸与する。貸与された資料は、十分な注意を払い取扱い、本市の許可なく第三者に公表又は貸与して

はならない。

作業終了後又は本業務履行にあたり不要となった場合は、速やかに返却すること。

(3) 秘密の保持

本業務の履行にあたり知り得た秘密や個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、徳島市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(4) 打合せ等

作業に必要な打合せは適宜行うこととし、打合せ終了後、受託者は打合せ記録を作成し、本市の確認を受けることとする。

打合せは、原則、市役所で行うものとするが、緊急に調整が必要な場合や、軽微な事項については、電話・電子メール等による打合せも可能とする。

(5) 経費

本業務に係る打合せ費用、成果品の作成費用等、実施に必要な経費はすべて委託料に含まれる。ただし、調査票、発送用封筒及び返信用封筒の印刷、郵送料については、含まれない。別紙「業務内容及び費用負担」を参照すること。

(6) 著作権の帰属

本業務で作成された成果物等の著作権等については、本市に帰属するものとする。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、打合せの上、本市の指示に従い実施するものとする。